監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第358号）において定められた在籍出向等の要件に適合していること。

なお、特定ＪＶ又は経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が上記(a)から(e)までの基準をすべて満たす配置予定技術者を当該工事の現地に専任で配置できるとともに、その他の構成員も主任技術者を当該工事の現地に専任で配置できること。

(3)　本入札公告に記載の複数の工事に参加を希望する場合は、希望する工事ごとに申請書を提出すること。さらに資料は、参加を希望するいずれか１件の工事に添付すればよいが、資料を添付しない他の工事には、入札説明書で示す様式を資料に代えて添付すること。

なお、複数の工事に資料を添付した場合は、欠格とする（詳細は入札説明書による。）。

3　一次審査に関する事項（一次審査）

一次審査について評価点を付与する内容は、下記のとおりである。

(1)　施工能力等

１）企業の施工能力　２点

(ｱ)　ワーク・ライフ・バランス関連認定制度の有無　１点

(ｲ)　「労務費見積り尊重宣言」の有無　１点

２）技術提案　20点

「社会的要請の対応に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

指定テーマ１

(a)　「トンネル現場内に着目した作業改善の方法の工夫とその効果」

なお、技術提案にあたっては、上記１に掲げる２件の工事に共通する内容とすること。

(2)　上記(1)による上位６者以外の競争参加者について、下記３）及び４）を加えたすべての項目の合計点にて上位２者を選抜する。

３）段階的選抜工事における一次審査での非選抜回数　３点

４）同工種工事の受注件数　２点

4　総合評価に関する事項

(1)　入札に関する事項（二次審査）　一次審査において選抜された者を対象に実施する。

ただし、通常選抜者及び追加選抜者以外の競争参加資格者による技術提案については評価を行わない。

(a)　技術提案　60点

「工事目的物の性能・機能の向上に関する事項」を評価項目とし、具体的には以下のとおりである。

指定テーマ１

「トンネル現場内に着目した作業改善の方法の工夫とその効果」

指定テーマ２

「塩害対策に着目した覆工コンクリート（坑門工は除く。）の品質の確保のための施工方法の工夫とその効果」

なお、技術提案にあたっては、上記１に掲げる２件の工事に共通する内容とすること。

また、技術評価項目のうち、二次審査で技術提案書の提出を求めるのは指定テーマ２のみとし、一次審査で審査された指定テーマ１の評価点を加えた合計点にて審査を行う。

二次審査について評価点を付与する内容は、下記のとおりである。

(b)　施工体制　30点

(ｱ)　施工体制確保の確実性

(ｲ)　品質確保の実効性

(c)　総合評価の方法は、次の要件に該当する者のうち、下記(2)によって得られる標準点と入札参加者それぞれの提案の評価による加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ｲ)　上記(a)及び(b)の内容が適正であること。

(ｳ)　評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(2)　提案について

(a)　入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点として100点を与えるものとし、「トンネル現場内に着目した作業改善の方法の工夫とその効果」及び「塩害対策に着目した覆工コンクリート（坑門工は除く。）の品質の確保のための施工方法の工夫とその効果」についての評価の配点はそれぞれ20：40とし、指定テーマの得点（素点）の合計点を技術評価点とする。

(b)　施工体制については、「施工体制確保の確実性」及び「品質確保の実効性」について３段階で判定し、その評価に応じて、それぞれ15／５／０点の加算点を与えるものとする。

(3)　上記(1)において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(4)　技術提案の履行に関する事項　受注者の責により履行義務を負う技術提案が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

5　入札手続等

(1)　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館８階　近畿地方整備局総務部契約課契約第一係　小田章二朗　電話06―6942―1141㈹

(2)　入札説明書等の交付期間及び交付方法　入札説明書等を電子入札システムにより交付する（電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。）。交付期間は、令和３年９月３日から令和４年２月３日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前９時00分から午後５時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、下記(a)から(c)によるものとし、電子記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）を下記(b)に持参することにより電子データにて交付するので、下記(b)にあらかじめ申し出ること。

(a)　交付期間：令和３年９月３日から令和４年２月３日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後５時00分まで。

(b)　申込先及び交付場所：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館８階　近畿地方整備局総務部契約課　電話06―6942―1141㈹

(c)　交付申込期限：令和４年２月３日正午まで。

＜一次審査＞

(3)　一次審査資料の提出等

(a)　提出期間：令和３年９月６日から令和３年９月28日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

(b)　提出先：〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館　近畿地方整備局新館２階契約情報コーナー　電話06―6942―1141㈹　内線2850

(c)　提出方法：アップロードシステムを使用して提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参すること。

＜二次審査＞

(4)　二次審査資料の提出等

(a)　提出期間：令和３年11月８日から令和３年11月29日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。

(b)　提出先：上記(3)(b)に同じ。

(c)　提出方法：アップロードシステムを使用して提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、書面により持参すること。

(5)　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、提出先及び提出方法　令和４年１月17日から令和４年２月３日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後４時30分まで（最終日は「入札書」受付締切時刻である正午まで。

ただし、利付き国債の提供の場合の期限は、令和４年１月24日午後４時30分までとする。）。

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１－５―44大阪合同庁舎第１号館８階　近畿地方整備局総務部契約課　電話06―6942―1141㈹　持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。